

私たちは今、何をすべきか

—これからの部落解放運動—

はじめに

世界中に蔓延した新型コロナウイルスの感染は、いまだ収束の兆しをみせず、ヨーロッパ大陸や北米では、ワクチンの普及などにより一定収束の兆しを見せているものの、インドを中心として変異したウイルスは、症状の悪化と感染力を高め、あらたな脅威となっています。こうしたウイルスの地球規模での感染は、あらためて世界経済がグローバルに展開している現実を思い知らせると同時に、新自由主義的経済政策がもたらした、経済効率第一主義、競争社会がもたらした格差や貧困が、命の危機に直接結びついている在り様を、人類に見せつけました。

そうした世界との関連で日本社会にとって生じた問題は、第1にワクチン開発にかかわる、政府方針の過ちとして、途中まで進んでいた研究成果を放棄して他国に依存する事態を招いたこと。第2に、保健・医療・衛生分野に対する予算削減が招いた医療体制の崩壊は、生命を軽んじた政策による人為的な結果であること。第3に、永年に渡り社会を蝕み続けてきた格差と貧困の課題がより深刻に一気に浮上したことです。日本の労働者数5千6百万人中、非正規労働者が4割を超え、2千万人以上となった社会状況で、飲食店、観光業を中心に経済は停滞し、アルバイト、パートの不安定雇用は、自宅待機、解雇など簡単にその生活手段を奪われました。非正規労働者割合は、昨年12月の総務省労働者力調査では36.7%と、数を減らしていますが安易に首を切られた結果であり、日々の食事さえままならなくなって、大人食堂や炊き出しに並ぶ人々は、2008年のリーマンショック時には、ほとんどが正規の男性労働者でしたが、今は老若男女問わずあらゆる層に渡っていると報告されています。特に自殺率でいうと、女性の自殺が増加。これまで弱い立場で生きてきた人々が追い込まれ、命をも断ってしまうという社会状況は、処方箋のない新たなウイルスがもたらした現象というだけではなく、人の命、さらには地球環境もふくめた自然そのものさえ食物にし、富の集中をうながしていく経済システムが要因です。

「金融緩和」「財政出動」「成長戦略」の3本の矢を経済政策としたアベノミクスは、昨年8月末に幕をとじたものの、政権の継続性を強調した菅義偉が首相となり現在に至っています。森友、加計など、前政権の隠ぺい体質をそのままに引き継ぎ、日本学術会議の会員任命問題では、さらなる強権姿勢を貫いています。総理自身の意にそぐわない人選を排除する姿勢は開かれた議論や熟議を拒む姿勢であり、社会の閉塞感を増長します。国営放送としてのNHKの報道番組に対する圧力や介入。恣意的なアナウンサーの降格などは言論の圧殺であり、独裁的な様相さえ呈しています。このような息苦しい閉塞感を、何とか打ち破っていくためにも、9月に予定されている衆議院議員総選挙では、人権尊重の姿勢を示す議員の当選を我々の力で何としても勝ち取っていかねばなりません。

部落を取り巻く課題

部落差別解消推進法が施行され4年半が経過しました。法は、社会において部落差別が現に存在しているという事実について明確に認めた点は評価されるものの、実際にその差別を解消するために何をなすべきかについての方法を明確にし、取り組んでいくという姿勢にまでは及んでいません。差別の実態がいかなるものか、まずはその調査をおこなうとされましたが、昨年8月、法務省はようやく「部落差別の実態に関わる調査結果報告書」を公表しました。報告書では①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査 ②地方公共団体が把握する差別事例の調査 ③インターネット上の部落差別の実態に関わる調査 ④一般国民にたいする意識調査が実施されました。しかし、①や②にある法務省や地方自治体が把握する差別事例は、人権擁護機関への人々の相談件数は非常に少なく、「気軽に相談できる存在になっていない」敷居の高さが浮き彫りになっています。インターネット上の差別情報に関しても、相談件数と立件数との隔たりに現れる法務省の消極姿勢が明らかで、ネット上の差別情報や差別扇動にたいして迅速かつ実効的な措置に向けた法整備と、地方公共団体などがじっしするモニタリングに対する財政的措置などが求められます。一般国民を対象とした意識調査について、調査規模が1万人で、そのうち有効回答が6212人という調査実績に関して、規模が適正であったかという問題と同時に、ていねいな訪問回収をおこなったにもかかわらず約40%が未回収になった理由や、事情について明らかにすべきです。

また、意識調査での設問で、部落差別または同和問題という言葉で「聞いたことがある」との回答が8割弱でありつつ、そのうち「なんとなく知っている」にとどまっている回答が6割弱と多数を占め、部落問題が正しく知られていない実態が明らかになりました。また、部落差別を知っているとした内容については「旧同和地区名の公表」をあげているのが4割以上あり、部落の所在地情報が多くの市民に拡がっている現実があります。このように差別に直接結びつく情報や、浅薄な偏見を増長させる情報が拡がる一方で、差別解消に向けて理解、啓発に結びつく有為な情報、教育現場や企業での研修機会などは少なくなっている現状が浮かび上がっています。

京都市においても、相談窓口を法務局の人権擁護委員にゆだねるなど、主体的な対応ができていません。あらためて、部落差別の解消にむけてどういった取り組みが可能であるか、考えていく必要があります。

今、何をすべきか

菅総理は初めての記者会見で自身が目指す社会像として「自助」「共助」「公助」を基本にした社会保障制度を進めると強弁しました。自分でできることは自分でする「自助」。できなければ家族や地域が支える「共助」。最後に「公助」としての生活保護があるとなりました。一昨年の改正社会福祉法では、3助から「互助」が追加され、「共助」としての介護保険などの社会保障が「家族や地域」にすり替えられています。私たちは、「自助」や「互助」を促進させる公的施策による「自立更生」ができる制度を求めます。「互助」を具体的な事業に反映させるためには、現行の福祉施策（社会福祉事業）の運用を積極的社会福祉事業と消極的社会福祉事業の二つ視点を検証し、積極的社会福祉事業を今後の私たちの福祉を活用した人権のまちづくりに活かしていくことが大切です。

例えば、こどもの居場所づくり支援、生活困窮者自立支援、相談事業、引きこもり対策、8050問題、ゴミ屋敷問題等は複合的な課題を包含して孤立している住民の課題です。取り組みにあたっては細心の注意をはらい、「困った人」と捉えるのではなく「困っている人」と捉え「寄り添い型」「伴走型」で行う必要があります。公的機関では対応が難しい取り組みだからこそ、官民が協働して取り組む必要があります。

私たちは、市協3部会「まちづくり部会」「人権確立部会」「保育・教育部会」の取り組みを引き続き強化していきます。

私たちの運動によりまちづくりは大きく動き出しました。4地区（田中、錦林、東三条、西三条）6団地（養正、錦林、三条、岡崎、壬生東、壬生）の再生事業がコロナ禍という厳しい中で進められています。田中地区では、対象住民の移転が進められ、老朽化住宅の解体が予定されています。他の3地区も基本構想から基本計画の策定、本格的な事業展開へと進んでいます。ところが逼迫した京都市の財政状況により、5月25日、京都市行財政改革計画案が報告され、市民生活のサービスが大幅に後退する方向性が示されました。団地再生事業についても、今後の議論が必須となっています。

コミュニティバランスを考慮した入居基準の緩和策と、子育てや親の介護などの支援を目的にした近居入居制度の確立などを引き続き求めていきます。公営住宅法での「住宅困窮世帯と低所得世帯」という入居基準では、厳しい生活を余儀なくされている世帯が対象になってしまい、賑わいや地域の活性化などは期待できません。一定の所得があっても入居できる「特別公共賃貸住宅」の一般施策を活用する方策など全市的な課題を中心に議論を進めていきます。また、かつて改良事業に協力した、いわゆる「従前居住者」の位置づけについて、京都市は国とは異なる住民への冷たい方針を示してしており、解決の必要があります。未計画の地区の団地再生事業についても強く求めていきます。

かつて「同和地区」の隣保館を転用した「いきいき市民活動センター」は、次期指定管理者公募から料金制の導入や貸室料の自由裁量を導入するなど、大きく方針転換されます。より一層、市民活動に重点が置かれつつ、基幹として人まち交流館におかれている「市民活動センター」からの助言もなく、ランチの位置付けも形骸化しています。貸し館についても学生サークルや劇、音楽サークルなど特定の団体や個人に占有されるのではなく、もう少し行政課題に視点を当て、子どもの貧困やひとり親の就労支援、障害児の親亡き後問題、待機児童支援など、住民の自立や相談に寄与する活動と同時に、崩壊危機にある自治会の活性化などに取り組んでいるNPO法人などを組み入れた柔軟な「いきセン」の必要性を議論したいと思います。

「人権確立部会」では、事前登録型本人通知制度の登録率を高めるため、引き続き、啓発方法と手続きの簡素化を求めていきます。2011年に問題となった戸籍不正取得事件から10年が経過しました。京都市は過去の司法書士等による不正取得事件などを教訓にして、職務上請求用紙を使用する全8士業を対象に、密行性に配慮し、相続と遺言を除く申請後30日の期間を経て取得された本人へ通知する全国初の「事前登録型本人通知制度」の導入に踏み切りました。これは、京都ルール（30日ルール）として全国の自治体でも採用されるようになりました。さらに、府内の和東町、笠置町、南山城村では事前登録型を廃止して「全通知型」に変更し、他の自治体へも順次広がりを見せています。私たちの粘り強い取り組みが結実化したものです。

京都市人権文化推進計画では、部落問題の解決は総点検委員会で指摘された課題の早期完了にむけた改革と見直しを進めていくことが差別の解消と謳っています。これは国や他都市とは異次元の認識であります。本当に総点検委員会の「答申」を完全履行すれば解決が図れるのか真剣に議論していきます。

他方、2019年秋に実施された国の「部落問題についての国民意識調査」からも部落差別は依然としてあると約6割以上の国民が回答しています。部落差別解消推進法が理念法であるため、現在、全国の自治体では立法事実に基づき実効性を担保するために「条例」制定がされています。私たちも、条例制定運動を各会派の議員や各階層の人びとと連帯して推し進めていきます。

京都市保育行政の始まりは、1918年の米騒動を契機にして進められた慈善事業であり、「治安対策」としてつくられた三条地区の託児所兼家事見習所は、100年を超える歴史があります。同時に、米騒動で多数の検挙者を出した田中、西三条、七条、千本等にも同種の施設が建設され、京都市保育行政の歴史は部落問題とは密接不可分の関係にあります。その後の「同和対策事業特別措置法」を契機に公立保育所として市内全地区に整備してきました。現在、保育行政に携わっている職員は、これらの歴史をどこまで認識しているのでしょうか。「同和・人権保育」行政を推進するため、「温故知新」として職員研修の充実を求めています。

また、昨年9月に京都府連が行った京都労働局交渉で、就職面接時の就職差別につながる戸籍謄抄本の提出、家庭環境、社用紙による応募書類の強要など職業安定法違反、いわゆる就職差別につながる14項目を公然と行っている事実が報告されました。京都府内には、4年制と短大を合わせて40校がありますが、内15校のキャリアセンターから483人の学生による就職面接時アンケート報告がありました。戸籍謄抄本の提出や、質問として家庭環境、住宅状況、生活環境、出生地、健康診断、思想信条、恋人の有無などがありました。1975年12月に発覚した「部落地名総鑑」事件から約半世紀近くが経過し、行政をはじめ教育関係者らが「就職差別反対！公平・公正採用」を訴えてきたにも関わらず、依然として就職時における差別的な選別が横行しているのです。今後は京都労働局と連携して、将来ある若者が羽ばたける社会を創りあげるため、再度、企業への点検活動を行うのと同時に、毎年、公正採用の通知を発し将来ある学生の進路を指導・助言している市教育委員会がこの事態をどのように受け止めているのか基本的見解と取り組みの点検を求めます。

以上の課題に取り組むために、私たちは市協3部会の再開を早急にはたし、論議を深めていきます。